



## 一般廃棄物収集運搬業許可書

令和5年3月1日

住 所 京都府城陽市久世荒内160番地2

氏 名 株式会社 ナプラス

代表取締役 藤井 恵理奈 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であること  
を証する。

木津川市精華町環境施設組合 管理者 河井 規子



許 可 番 号	木津川市精華町環境施設組合指令第51号
許可の有効期限	令和5年3月12日から令和7年3月11日まで
事 業 の 範 囲	事業系一般廃棄物収集運搬
許 可 条 件	<p>1 毎月、前月の実績報告書を10日までに提出すること。</p> <p>2 木津川市域から発生した事業系一般廃棄物（「事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物」をいう。）の収集運搬に限る。</p> <p>3 事業系一般廃棄物の搬入先は、管理者が特に指定した場合を除き、環境の森センター・きづがわ（住所：木津川市鹿背山川向1番地2）とする。</p> <p>ただし、公共事業（独立行政法人都市再生機構を含む。）により発生した倒木等について、管理者が環境の森センター・きづがわにおいて処分できないと判断した場合は、管理者の指示により、三重中央開発株式会社京都リサイクルセンター（住所：木津川市加茂町大畑背谷38番地1他47筆）又は管理者が指示する事業系一般廃棄物処分先に搬入すること。</p> <p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>5 その他、管理者が必要と認めることについて、その指示に従うこと。</p>

以 上。